

市町村の広域連携の推進に関する緊急要望

神奈川県と県内各市町村は、日々共に市民生活の向上と福祉の増進に努めているところである。また、国に対し地域主権の実現に向け様々な分野で働きかけを行っている。このようななかで、今回、「県と市町村との協議に係る手続き等を定める要綱」第4条第1項の規定に基づく「県と市町村との協議機関による協議（県・市町村間行政協議会）」が開催された。神奈川県から市町村の広域連携の推進について、その必要性と意義など「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（案）」等が示され、知事と県内各市町村長との協議が行われたことは意義深いものである。

今回示された各案では、今後、神奈川県は、個別の市町村支援から、広域連携への取組支援へという考え方に基づき権限移譲や県単独補助金の見直しを行うということである。

神奈川県が権限移譲など県と市町村における地域主権を進めること、そのために広域連携を推進することなどの基本的な考え方の趣旨は理解する。しかしながら、とりわけ県単独補助金の見直しに関して、現在でも当該補助金が県内各市町村において重要な効果をもたらしていることについて十分な配慮がなされていないことは、極めて残念なことであると言わざるをえない。

神奈川県が広域連携を推進するにあたっては、以上のこと再認識し、人口の7割が政令市・中核市に集中している神奈川県の特性にも鑑み、県と市町村の役割分担のあり方を改めて示していただきたい。また、広域連携を行う市町村に支援策を重点化することにより、既存の補助金の減額など各市町村財政を圧迫することなどがないよう、引き続き県内市町村と十分に協議を行ったうえで、地域の実情を踏まえた制度設計を構築するよう求めるものである。あわせて、制度が確定される前に再度、県内市町村長との協議の場を設けることを強く要望するものである。

平成22年11月15日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県市長会会长

茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会长

大井町長 間宮 恒行